

## 手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	0 円 手数料負担者は 無し とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている金額）の 100 % 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている金額）の 100 % 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件により特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 2,000,000 円 活動1日当たり 100,000 円 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている金額）の 100 % 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている金額）の 100 % 手数料負担者は 求人者 とします。

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

※上記手数料は上限であり、別途求人者と人材紹介基本契約書等で定める手数料が優先されます。

<返戻金制度について>

当社は、紹介した求職者が、求職者本人の事由により退職に至った場合、当社が受領した手数料より次の条件にて求人者に返金致します。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) 入社日から起算して1カ月以内に、求職者の責めに帰すべき事情により退職または解雇に至った場合 | <u>紹介手数料の80%を返還</u> |
| (2) 入社日から起算して3カ月以内に、求職者の責めに帰すべき事情により退職または解雇に至った場合 | <u>紹介手数料の50%を返還</u> |

※上記について、人材紹介基本契約書等により別の定めをする場合があります。